

訪問看護療養費（医療保険・精神科以外）

2012/4/1

医療保険〔精神科以外〕			料 金	基本利用料（利用者負担金）			
				1割負担	2割負担	3割負担	
基本療養費（Ⅰ） 訪問看護	保健師、看護師、助産師、PT/OT/ST （1日につき）☆1	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
		週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
	准看護師 （1日につき）☆1	週3日目まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
		週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
専門性の高い看護師との同行訪問（管理療養費算定不可）☆2			12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
基本療養費（Ⅱ） 訪問看護	保健師、看護師、助産師、PT/OT/ST （1日につき）☆3	週3日目まで	4,300円	430円	860円	1,290円	
		週4日以降	5,300円	530円	1,060円	1,590円	
	准看護師 （1日につき）☆3	週3日目まで	3,800円	380円	760円	1,140円	
		週4日以降	4,800円	480円	960円	1,440円	
専門性の高い看護師との同行訪問（管理療養費算定不可）☆2			12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）☆4		入院中1回の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
訪問看護管理療養費 （1日につき）		月の初日	7,300円	730円	1,460円	2,190円	
		月の2日目以降	2,950円	295円	590円	885円	
加 算	乳幼児加算		3歳未満	500円	50円	100円	150円
	幼児加算		3歳以上6歳未満	500円	50円	100円	150円
	難病等複数回訪問加算		1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
			1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	緊急訪問看護加算（1日につき）			2,650円	265円	530円	795円
	複数名訪問看護加算（週1回迄）☆5		看護師等と訪問	4,300円	430円	860円	1,290円
			准看護師等と訪問	3,800円	380円	760円	1,140円
			看護補助者と訪問	3,000円	300円	600円	900円
	長時間訪問看護加算（週1回迄）☆6			5,200円	520円	1,040円	1,560円
	24時間連絡体制加算（月1回）			2,500円	250円	500円	750円
	24時間対応体制加算（月1回）			5,400円	540円	1,080円	1,620円
	特別管理加算 （月1回）		欄外※の方	5,000円	500円	1,000円	1,500円
			それ以外の方	2,500円	250円	500円	750円
	退院時共同指導加算（適応時）			6,000円	600円	1,200円	1,800円
	特別管理指導加算（適応時）☆7			2,000円	200円	400円	600円
	退院支援指導加算（適応時）			6,000円	600円	1,200円	1,800円
	在宅患者連携指導加算（適応時/月1回迄）			3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（適応時/月2回迄）			2,000円	200円	400円	600円	
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（午後6時～午後10時）		2,100円	210円	420円	630円	
	早朝（午前6時～午前8時）						
深夜訪問看護加算	深夜（午後10時～翌午前6時）		4,200円	420円	840円	1,260円	
訪問看護情報提供療養費（月1回）			1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護ターミナルケア療養費（適応時）☆8			20,000円	2,000円	4,000円	6,000円	

※ 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者
気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

- ☆1 訪問看護基本療養費（Ⅰ）：一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費
- ☆2 専門性の高い看護師との同行訪問：悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による訪問に対する療養費
- ☆3 訪問看護基本療養費（Ⅱ）：同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
- ☆4 訪問看護基本療養費（Ⅲ）：退院後に指定訪問看護を受けようとする入院患者が、在宅療養に備えて1泊2日以上外泊時に算定する療養費
- ☆5 複数名訪問看護加算：下記のいずれかの基準を満たし、利用者や家族の同意を得て、同時に複数の看護師が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定
 - ①厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けている利用者
 - ③特別な管理を必要とする利用者、④暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合、⑤その他利用者の状況等から判断して①から④のいずれかに準ずると認められた場合
- ☆6 長時間訪問看護加算：長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の指定訪問看護の時間が、90分を超えた場合は週1回（15歳未満の超重症児・準超重症児については週3回）算定
 - ①15歳未満の超重症児・準超重症児
 - ②特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている利用者
 - ③特別な管理を必要とする利用者
- ☆7 特別管理指導加算：退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算が算定出来る状態に該当する利用者について更に算定可能
- ☆8 訪問看護ターミナルケア療養費の算定要件の変更は介護保険と同様（P8参照）

訪問看護療養費(医療保険・精神科)

2012/4/1

医療保険〔精神科〕		料金	基本利用料(利用者負担金)		
			1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費(I) 保健師、看護師、作業療法士 (1日につき) ☆1	週3日目まで(30分以上)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週3日目まで(30分未満)	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日以降(30分以上)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日以降(30分未満)	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費(I) 准看護師 (1日につき) ☆1	週3日目まで(30分以上)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週3日目まで(30分未満)	3,870円	387円	774円	1,161円
	週4日以降(30分以上)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	週4日以降(30分未満)	4,720円	472円	944円	1,416円
精神科訪問看護基本療養費(II)(1日につき) ☆2		1,600円	160円	320円	480円
精神科訪問看護基本療養費(III) 保健師、看護師、作業療法士 (1日につき) ☆3	週3日目まで(30分以上)	4,300円	430円	860円	1,290円
	週3日目まで(30分未満)	3,300円	330円	660円	990円
	週4日以降(30分以上)	5,300円	530円	1,060円	1,590円
	週4日以降(30分未満)	4,060円	406円	812円	1,218円
精神科訪問看護基本療養費(III) 准看護師 (1日につき) ☆3	週3日目まで(30分以上)	3,800円	380円	760円	1,140円
	週3日目まで(30分未満)	2,910円	291円	582円	873円
	週4日以降(30分以上)	4,800円	480円	960円	1,440円
	週4日以降(30分未満)	3,670円	367円	734円	1,101円
精神科訪問看護基本療養費(IV) ☆4		8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	7,300円	730円	1,460円	2,190円
	月の2日目を以降	2,950円	295円	590円	885円
精神科緊急訪問看護加算(1日につき) ☆5		2,650円	265円	530円	795円
複数名精神科訪問看護加算 ☆6	保健師、看護師、作業療法士と訪問	4,300円	430円	860円	1,290円
	准看護師と訪問	3,800円	380円	760円	1,140円
	看護補助者・精神保健福祉士と訪問	3,000円	300円	600円	900円
長時間精神科訪問看護加算(週1回迄) ☆7		5,200円	520円	1,040円	1,560円
24時間連絡体制加算(月1回)		2,500円	250円	500円	750円
24時間対応体制加算(月1回)		5,400円	540円	1,080円	1,620円
特別管理加算 (月1回)	欄外※の方	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	それ以外の方	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算(適応時)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
特別管理指導加算(適応時)		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算(適応時)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算(適応時/月1回迄)		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(適応時/月2回迄)		2,000円	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(午後6時~午後10時) 早朝(午前6時~午前8時)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	深夜(午後10時~翌午前6時)	4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護情報提供療養費(月1回)		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費(適応時)		20,000円	2,000円	4,000円	6,000円

- ☆1 精神科訪問看護基本療養費(I)又は(III):主治医(精神科を標榜する保険医療機関の精神科を担当する医師)の精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、週3日(訪問看護基本療養費とあわせて)算定する。
※当該利用者の退院後3月以内の期間においては週5日を限度とする。
- ☆2 精神科訪問看護基本療養費(II)※准看護師を除く:障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホームに入所している複数の者に対して精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、同時に指定訪問看護を行った場合に週3日を限度に算定する。
- ☆3 精神科訪問看護基本療養費(III):「同一建物居住者」に同一日に同一訪問看護ステーションから他の患者にも訪問した場合に算定する。
- ☆4 精神科訪問看護基本療養費(IV):在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者への入院中1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合にあっては、入院中2回)に限り算定できる。
※この場合には、訪問看護管理療養費は算定できない。
- ☆5 精神科緊急訪問看護加算:診療所・在宅療養支援病院の医師の指示により緊急に訪問看護を実施した場合に算定する。
- ☆6 複数名精神科訪問看護加算(30分未満の場合を除く)
イ保健師・看護師が他の保健師・看護師・作業療法士と同時に訪問看護を行う場合
ロ保健師・看護師が准看護師と同時に訪問看護を行う場合
ハ保健師・看護師が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に訪問看護を行う場合
※ハの場合にあっては週1日を限度として算定する。
- ☆7 長時間精神科訪問看護加算:別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問看護を要する者に週1回を限度として算定する。
15歳未満の超重症児又は准超重症児の長時間訪問看護は週3日まで加算する。